

成年後見制度について ～まずはご相談ください～

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、物事を判断する能力が十分ではない人を保護するための制度です。この制度は、判断能力が不十分となった人に代わり、代理人（後見人等）が財産管理や身上監護（生活、治療、療養、介護等に関する契約締結等の法律行為）を行います。

◆成年後見制度の種類

『任意後見制度』 ◀ 判断能力が不十分になる前

本人に十分な判断能力があるうちに、将来の判断能力が不十分になった場合に備えて、あらかじめご本人自らが選んだ人にどのような支援をしてもらうかを契約で決めておく制度です。

『法定後見制度』 ◀ 判断能力が不十分になった後

本人の判断能力が不十分になった後、家庭裁判所によって成年後見人等が選ばれる制度です。判断能力の程度に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つの制度があります。

※制度内容や手続き等、まずはご相談ください。

主な相談窓口

● 高齢者総合相談窓口
伯耆地域包括支援センター
TEL：0859-68-4632

● 障がい者相談窓口
福祉課福祉支援室
TEL：0859-68-5534

● 成年後見制度相談窓口
西部後見サポートセンター「うえるかむ」
住所：〒683-0811
鳥取県米子市錦町1丁目139番地3
TEL：0859-21-5092



◀ 伯耆町ホームページ
(高齢)



◀ 伯耆町ホームページ
(障がい)



◀ 西部後見サポートセンター
ホームページ



問い合わせ先

健康対策課 生活相談室 ☎ 0859-68-5535

ハロウィンジャンボ宝くじ 発売中

ハロウィンジャンボ宝くじは、収益金が市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。お求めは県内の宝くじ売り場へ！

なお、スマートフォンやパソコンからの購入もできます。



発売期間 9月19日(金)～10月19日(日)

抽せん日 10月28日(火) 各1枚 300円

問い合わせ先

総務課 ☎ 0859-68-3111

ハロウィンジャンボ宝くじ 1等・前後賞合わせて5億円！	
1等	3億円×12本
前後賞各	1億円×24本
※当せん本数は発売総額360億円・12ユニットの場合	

ハロウィンジャンボミニ 1等・前後賞合わせて5,000万円！	
1等	3,000万円×50本
前後賞各	1,000万円×100本
※当せん本数は発売総額150億円・5ユニットの場合	

